

犯罪インフラについて

犯罪インフラとは？

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいいます。
基盤そのものが合法なものであっても、犯罪に悪用されている状態にあれば、犯罪インフラに含まれます。

犯罪インフラ対策の必要性

犯罪インフラは、犯罪組織等による様々な犯罪の温床となっている現状があります。
県警では、犯罪インフラの実態解明と犯罪組織等が関与する犯罪インフラに対する取締りを推進しています。

犯罪インフラの具体例

通信、運搬、送金関連

○ 他人・架空名義で契約された携帯電話等

不正に契約された携帯電話で匿名性の高い犯罪に使われることがあります。



○ 他人・架空名義で契約されたデータ通信専用SIMカード

不正に契約されたデータ通信のみが行えるSIMカードで、専用アプリを用いれば音声通話を行うことができるため、匿名性の高い犯罪に悪用されることがあります。

○ 他人・架空の名義で契約された電話転送サービスや郵便物受取サービス

不正に契約された電話転送サービスや私設私書箱サービスなどの郵便物受取サービスで、匿名性の高い犯罪や被害金の送付先等として悪用されることがあります。

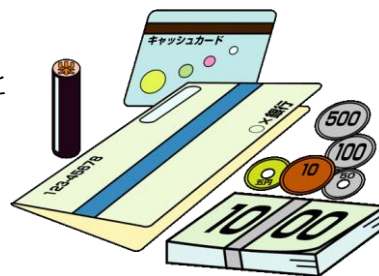


○ 他人・架空の名義で契約された賃貸マンション等

被害金の送付先、犯行グループのアジトや不法滞在者の住居等として悪用されることがあります。

○ 他人・架空の名義で契約された預貯金口座

被害金の振込先やマネーロンダリングに悪用されることがあります。



○ 違法な手段方法による不正送金等

取引事実の解明を困難にさせる目的又は隠匿する目的で利用される地下銀行（銀行業を営む資格が無い者が報酬を得て外国送金等を行うもの。）などの匿名性の高い取引のことで、被害金の送金などに悪用されます。

○ その他

SNSや暗号資産取引など、契約を含めたそのものが合法なものであっても、匿名性の高い犯罪や被害金の送金などに悪用されます。



身分等の偽装関連



○ 偽変造又は不正に取得された身分証明書

本人特定事項や身分を偽造する目的で偽変造又は他人の戸籍謄本等を用いるなどして不正に取得された運転免許証、旅券や在留カード等のことで、各種サービスの不正契約に悪用されることがあります。

○ 違法な手段方法により悪用された社会制度（公的な身分）

本人特定事項や身分を偽造する目的で結婚、認知、養子縁組、難民申請等の制度を悪用して、本人確認書類や各種資格の不正取得に悪用されることがあります。



その他の犯罪インフラ

- 上記の形態に該当しないものであっても、犯罪を助長し、又は容易にする基盤と認められるものであれば、犯罪インフラとなり、不法滞在する来日外国人が日本で生活していく上で必要な生活インフラも犯罪インフラに当たります。

例示としては、就労資格のない不法滞在者を不法に就労させる企業や盗難車の仮置き場として悪用される違法な自動車ヤードなどがあります。

なお、違法な自動車ヤードとは、違法行為を行っている一部の自動車ヤードを示し、健全な自動車ヤードは含まれません。

